

議事日程第5号

平成29年3月16日(水)

第1 議案上程(議案第1号から第33号まで及び第35号)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別)

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1は議事日程に同じ

第2 議案上程(議案第36号)

提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第3 議案上程(議案第37号)

提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第4 議会案上程(議会案第45号及び第46号)

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第5 議会案上程(議会案第47号及び第48号)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第6 議会案上程(議会案第49号)

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第7 議会案上程(議会案第50号)

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第8 継続審査事件の承認

出席議員(19人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	6番 古仲 清尚	7番 笹川 圭光
8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子	10番 吉田 清孝
11番 船木 金光	12番 船橋 金弘	13番 畠山 富勝
14番 船木 正博	15番 中田 謙三	16番 小松 穂積
17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿	19番 高野 寛志

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局長	加藤秋男
副事務局長	畠山隆之
局長補佐	湊智志
局長補佐	杉本一也

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部幸男	副市長	杉本俊比古
教育長	鈴木雅彦	監査委員	湊忠雄
総務企画部長	船木道晴	市民福祉部長	原田良作
産業建設部長	佐々木一生	教育次長	木元義博
企業局長	佐藤盛己	企画政策課長	藤原誠
総務課長	目黒雪子	財政課長	八端隆公
税務課長	田口好信	生活環境課長	山田政信
健康子育て課長	福田ひとみ	介護サービス課長	佐藤庄二
福祉事務所長	伊藤文興	農林水産課長	武田誠
観光商工課長	伊藤徹	建設課長	佐藤透
病院事務局長	柏崎潤一	会計管理者	菅原信一
学校教育課長	吉田雅美	生涯学習課長	鎌田栄
監査事務局長	三浦秋広	企業局管理課長	菅原長
選管事務局長	(総務課長兼任)	農委事務局長	(農林水産課長兼任)

午後 2時01分 開 議

○議長（三浦利通君） 皆さま、御苦労さまです。

これより本日の会議を開きます。

○議長（三浦利通君） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 議案第1号から第33号まで及び第35号を一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第1、議案第1号から第33号まで及び第35号を一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に総務委員長の報告を求めます。13番畠山富勝君

【13番 畠山富勝君 登壇】

○13番（畠山富勝君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第8号男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地域おこし協力隊を特別職非常勤職員として位置づけ、隊員の兼業を可能とすることにより、任期終了後の定住を促進するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、地域おこし協力隊の応募に係る地域要件について質疑があり、当局から、地域おこし協力隊の地域要件については、当初三大都市圏内の都市地域、または政令指定都市とされていたが、その後、要件が緩和され、離島などの条件不利地域については対象とならないが、一部条件不利地域については新たに対象となったことから、秋田市からの転出も可能となっているものであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、地域おこし協力隊員の募集結果及び活動について期待する点について質疑があり、当局から、申し込みは4人であったが、そのうち1人は住所要件が合わなかったことから最終的には3人が応募し、面接の結果、2名の採用となったも

のである。

地域おこし協力隊に期待するところは、一つとして、ふるさと納税に関する新たな産業、製品の掘り起こしを行うこと、さらには、自ら起業し、製品・サービス等を生み出して、ふるさと納税の返戻品として活用していただくこと。二つとして、DMOに関し、旅行商品の造成やDMO関連で男鹿観光の魅力向上を図る活動を行っていただくことを期待し、募集を行ったものであるが、隊員の活動については、本人の意思を尊重し、募集要項に定めた条件のもと、自由に活動していただきたいと考えているものである。

今回採用した隊員は、地域おこしをメインに活動したいとの目的を持ち、大学時代からサークル活動で地域おこしに携わっており、それをライフワークとしてつなげていきたいという考えで募集された方もおり、市としては、任期終了後の定住に結びつくよう、地域の受け入れ態勢の整備をはじめ居住環境の整備への支援など、手厚いサポートを行っていく考えであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第9号男鹿市野石地区農村集落多目的共同利用施設条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、男鹿市野石地区農村集落多目的共同利用施設を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

本案について、委員より、同施設の指定管理期間を平成28年度、1年間としていた理由、譲渡後の施設の維持補修等に係る市のかかわりについて質疑があり、当局から、指定管理期間については、無償譲渡を前提として1年間の指定管理契約を締結したものである。本施設の無償譲渡については野石町内会から平成28年4月18日に地区集会施設として受け入れに同意をいただいております、施設のトイレの水洗化をした後、引き渡すこととし、現在改修を行っているものである。

また、施設については、譲渡後は野石町内会の財産となることから、同町内会で維持管理について対応していただくことになるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第10号男鹿市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に準じ、個人情報の定義を明確化するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、法改正の趣旨及び個人情報の流出を防ぐための職員の対応等について質疑があり、当局から、国では匿名情報加工制度を導入し、個人を識別することができないよう情報を加工し、医療等さまざまな分野にデータを活用し、産業の成長や新産業の創出の促進を図ることとしている。このことから、個人情報の取り扱いをさらに厳格にするため、法律改正が行われたものである。

市では、マイナンバーを含む特定個人情報については、より厳格な保護を求められていることから、個人情報の外部流出を防ぐため、庁内のシステムの3層化による強靱化を進めているほか、個人情報の取り扱いに関し、男鹿市特定個人情報等の安全管理に関する要綱を定め、十分な注意を払っており、今後とも職員に対し、研修等やマイナンバーを取り扱う職員へ、指導等により細心の注意を払って運用していきたいと考えているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第11号男鹿市市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、消費税率の引き上げ時期を延期する法律の施行等に伴い、個人市民税、住民借入金等特別税額控除の拡充や軽自動車税のグリーン化特例について適用規定を延長することなど、所要の規定を整備するため関係条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。17番土井文彦君

【17番 土井文彦君 登壇】

○17番（土井文彦君） 教育厚生委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第12号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護認定審査会の委員の任期を3年に定めるとともに、低所得者に対する保険料軽減措置を平成29年度も引き続き実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号男鹿市指定地域密着型サービス事業に関する条例及び男鹿市指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、介護保険法等の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業に関する人員、設備及び運営等に関する基準を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、第1点として、今回の改正によって利用者や事業者側で、これまでと変更となる点は何かとの質疑があり、当局から、介護保険法の改正は昨年4月1日から施行されているが、利用者についてはサービスの利用などこれまでと変更となっている点はない。事業者側については、認知症対策通所介護に関し、運営推進会議を設置することとなっており、地域との連携が求められるとともに、公平性、透明性が確保されるものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、通所介護で地域密着型サービスに位置づけられるのは、どのような施設であるのかとの質疑があり、当局から、居宅サービスの通所介護のうち、利用定員が18名以下のデイサービスなどが位置づけられるものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第22号男鹿市若美老人福祉センターの指定管理者の指定についてであります。

本議案は、男鹿市若美老人福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人男鹿市社会福祉協議会を指定するものであります。

本案について、委員より、第1点として、同センターを廃止する考え方について質疑があり、当局から、一般利用者の利用状況からも近隣の公民館などの施設利用が可能であるとの考えのほか、施設が昭和50年に設置され老朽化も進んでおり、水道施設の修繕等に多額の経費が見込まれるなど、今後の維持管理費なども考慮し、廃止する方向で関係団体と協議を進めているものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、一般利用者の代替施設や社会福祉協議会が若美地区の拠点として使用している点、また、配食サービスの継続など関係団体等との協議を慎重に進めていく必要があるのではないかと質疑があり、当局から、今後、関係団体と協議を重ね、地域住民の不利益にならないよう取り組んでまいりたいとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。4番木元利明君

【4番 木元利明君 登壇】

○4番（木元利明君） 産業建設委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を報告いたします。

はじめに、議案第14号男鹿市温浴ランドおが条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、温浴ランドおが、夕陽温泉WAO及びなまはげ館における営利を目的とした物販等に対する施設利用料を定めるため、関係条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、利用料設定について、売上金額の30パーセントを上限とするとのことだが、他自治体の類似施設の利用料は、どのくらいかとの質疑があり、当局より、インターネット調査で上限を30パーセントと定めている自治体は、ほかにもあった。実態は、売り上げの10パーセントから20パーセントが相場のようなのである。市内の他の観光施設でも物販の内容によって利用料が異なり、10パーセントないし20パーセントにしていると伺っている。

利用料の決定に当たっては、その都度、上限30パーセントの範囲内で内容に応じ

た割合を相手業者と交渉によって決定することとなるとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第15号男鹿市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、男鹿市勤労青少年ホームを廃止するため、本条例を廃止するものであります。

本案について、当局より、利用者については、近隣の類似施設を利用できる状況にあり、昨年11月、利用団体の代表者を対象に説明会を開催し、それぞれ活動の拠点を他の施設に移していただくことで了解をいただいているとの説明がありました。

これに対し、委員より、近隣の類似施設に活動の拠点を移すとのことだが、旧野石小学校体育館も利用できないかとの質疑があり、当局より、旧野石小学校体育館での活動について、利用団体から問い合わせ等があった場合は紹介していきたいとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第16号男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、姫ヶ沢、泉台団地に建設中の公営住宅2戸2棟について、設置及び駐車場使用料を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、駐車場使用料について、他の公営住宅と比較した場合、適切かとの質疑があり、当局より、駐車スペース1区画当たりとして料金を設定しており、姫ヶ沢、泉台団地は一律1千500円としている。それ以外は船越、内子団地で1千300円及び1千500円、越名坂団地では1千円と定めている。住宅に困窮している低得者に対する駐車場の提供であるため、専用部分の工事費を積算の基準として月額を定めている。

また、場所によって広さが異なるので、このような料金設定としているとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号男鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、当局より、固定資産税の平成27年度評価がえと地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえて、占用料の額を改定するものであるとの説明があり、これに対し、委員より、固定資産税評価額が変更となった場合、必ず条例改正が必要となるのかとの質疑があり、当局より、評価がえに伴い、国が道路法の施行令の改正するので、それに伴って本市も条例を改正するものである。道路法に基づいて条例を定めているので、道路法にあわせて改正するものと認識しているとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第18号男鹿市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第19号男鹿市一般ガス供給条例の一部を改正する条例について及び議案第20号男鹿市簡易ガス供給条例の一部を改正する条例についてであります。

本3議案は、ガス事業法の一部改正に伴い、簡易ガス事業制度が廃止されること、一般ガス事業をガス小売事業と一般ガス導管事業に事業区分が見直しされたことなどから、所要の改正を行うため本条例の一部を改正するもので、一括上程、一括審査したものであります。

本案について、委員より、条例改正後の本市ガス事業に対する経済産業省のかかわりについて質疑があり、当局より、4月以降、改めてガス小売事業者としての登録申請が必要で、料金については事業者の判断で決定できるが、一般ガス導管事業者として供給区域等を変更する場合は変更申請が必要となるほか、保安に関しては今後も定期的に立入検査を受けることになるとの答弁がありました。

さらに委員より、今回の条例改正に当たり、ガス事業者の全国組織の活動について質疑があり、当局より、ガス事業者は日本ガス協会に加盟しており、今回のような上位法令の改正がある場合には、その対応についての指導とともに情報の提供を受けているとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきもの

と決した次第であります。

次に、議案第21号男鹿市託送供給条例の制定についてであります。

本議案は、ガス事業法の一部改正に伴い、ガスの小売りが全面自由化されることから、ガス小売事業者として本市の導管設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めるため、本条例を制定するものであります。

本案について、委員より、条例案の素案の作成過程における市当局のチェック体制について質疑があり、当局より、託送供給については、日本ガス協会からの指導のもとに昨年7月29日に認可申請をしており、その後、経済産業省が審査を行い、昨年12月に認可を受けたものである。

また、条例の作成に当たっては、庁内の法令審査会等で審査しているとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。12番船橋金弘君

【12番 船橋金弘君 登壇】

○12番（船橋金弘君） 予算特別委員会に付託されました議案第1号から第7号まで、議案第23号から第33号まで及び第35号の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、去る3月6日開会し、各補正予算並びに新年度当初予算について補足説明を受け、質疑を行ったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点について、ご報告申し上げます。

第1点として、複合観光施設整備事業について。

一つとして、補正予算における繰り越しの理由及びその内容等について。

二つとして、新年度予算における運営会社への出資額及び地域おこし協力隊に係る予算措置の内容について。

三つとして、事業の具体的な計画案及び提案の仕方について。

四つとして、事業予算の提案時期と地域振興基金を活用する考え方について。

第2点として、後期高齢者医療制度における保険料軽減措置特例の見直しに対する市長の判断及び市民への影響について。

第3点として、公金横領事件に関して、現市長在任中での解決の道筋及び補てんに関する市の考え方並びに今後の取り組みについて。

第4点として、市マイクロバス等の集中管理のあり方と新年度の申し込み状況について。

第5点として、行政改革大綱における市債限度額及び財政調整基金の考え方について。

第6点として、新年度予算を骨格予算と考える根拠並びに新規事業及び廃止する事業等について。

第7点として、温浴ランドおが温泉施設現状と住宅リフォームへの市の対応について。

第8点として、市広報印刷の契約方法及び庁舎清掃管理等業務の委託内容並びに受託会社名等について。

第9点として、秋田厚生医療センターへの財政支援補助金の内容と今後見直しの考え方について。

第10点として、道路維持費の予算措置と除雪体制の強化並びに除雪に対する市民からの問い合わせ状況等について。

第11点として、避難タワーと複合観光施設の一体となった建設の考え方について。

第12点として、3月6日に発射された弾道ミサイルの市の対応について。

第13点として、観光誘致宣伝事業及び地域資源活用推進事業並びにふるさと納税事業の具体的内容について。

第14点として、地域おこし協力隊募集状況と兼業のあり方について。

第15点として、未来にアタック農業夢プランなど農業施策の事業内容及び公募となった農業委員の応募状況について。

第16点として、漁業振興資金貸付金内容と民生委員のための研修会の開催状況についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設

置し、審査いたしましたのであります。

各分科会とも、すべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第1号から7号まで、第23号から33号まで及び第35号については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、佐藤巳次郎君外4名から、議案第23号平成29年度男鹿市一般会計予算に対する修正の動議が提出されております。この際、提出者の説明を求めます。1番佐藤巳次郎君

【1番 佐藤巳次郎君 登壇】

○1番（佐藤巳次郎君） 議案第23号平成29年度男鹿市一般会計予算についての修正案を提案し、提案理由を申し上げます。

複合観光施設建設については、今までも申し上げてまいりましたが、市民合意がない、立地条件に問題がある船川の町なかに活性化計画をつくること等、議論してまいりましたが、市では、まずは複合観光施設建設だとして施設建設ありきでありました。

昨年12月議会では、実施設計予算について議会は賛否が分かれ、市長は市長選挙出馬表明を取り下げ、議員に賛同を呼び掛け、実施設計予算は成立に至りました。

また、この3月議会には、市長の任期を越え、来期の市長の課題を先送りして予算を提案してまいりました。それもみずからの計画スケジュールにある6月議会に提案するとしてきたものです。このことは、議会全体としても見逃すことのできないものと考えます。

今回提案しております複合観光施設建設にかかわる7款1項6目の複合観光施設整備費の敷地造成工事費等1億213万8千円については、認めることはできません。よって、配付されております別紙のとおり、予算の修正案を提案するものであります。

議員の皆さんのご理解ある判断とご賛同を期待して、提案理由とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（三浦利通君） これより各委員長及び議案第23号修正案提出者に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。8番安田健次郎君

【8番 安田健次郎君 登壇】

○8番（安田健次郎君） 私からは、ただいま提案されました議案第15号男鹿市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例について、反対の立場から討論をさせていただきたいと思います。

この件については、昨年からも審議がありましたけれども、あの時点でも議論の中で明確になっておりますように、修理がまだされなくても、まだ大丈夫だという答えでありました。まだまだ利用できる青少年ホームであるにもかかわらず今回廃止するということは、余りにも私は無理があるのではないかと思います。

ただ単に行革で経費の削減ということであれば、私は他の経費を切り詰め、そして節約で賄われる金額ではないかと考えます。

何よりも利用者の理解が大切であると思いますが、先ほど、各団体のご理解は得たような報告がありましたけれども、その後に利用者団体の納得した状況なのかという観点で問い合せましたところ、使用する団体では、当局の立場は、いずれ廃止するために何とかお願いしたいということで、何となく決まったような、押しつけられるような感じがしましたので、納得をしたという話をしたようであります。そういうニュアンスであったので、いわゆるやむなく合意をしたという話が寄せられております。

こうした市民利用の施設等については、何よりもお互い尊重し合った合意が大切であり、その点については私は疑義があります。何よりも、まだニーズがあり、使用できるとしたら、今回の廃止は時期尚早であると考えますし、さらにつけ加えますけれども、市政のあり方として、市民に寄り添う姿勢を求めたいし、一方的な理由の押しつけと思われるような進め方を避けることも含めて、本条例の廃止については反対をさせていただきます。

議員各位のご賛同を心からお願いいたします。

終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、14番船木正博君の発言を許します。

【14番 船木正博君 登壇】

○14番（船木正博君） 私からは、議案第23号平成29年度男鹿市一般会計予算に対する修正案に賛成の立場から討論させていただきます。

ただいまの修正案の内容は、まことに理にかなったものだと思います。複合観光施設建設問題は、未だ市民の合意形成もなく、運営会社も設立しておらず、まだ議論も十分煮詰まっていない状況下で強引に進められようとしております。特に、ことし4月は市長改選期であり、当初予算は骨格予算としながらも、本来の計画スケジュールでは6月議会に提案するとした複合観光施設建設などにかかわる整備予算を前倒して当初予算に計上した。この3月議会に提案されました。これで市民の理解が得られるのでしょうか。重要課題であるこれらの予算執行は、新市長の考えのもとに進めるべきものと考えます。市長によっては、計画変更もあり得るかもしれません。このように次期市長の政策課題を先取りして進めることは、新市長に対する越権行為とも言えるのではないのでしょうか。みずからの思いを遂行するために、無理やり事業を決めてしまおうという先走り行為は、議会としても看過するわけにはいきません。

また、この計画、市民の多くは立地条件の悪さに問題があると言っています。民間企業では、とても考えられないような場所に、なぜという疑問が投げかけられています。行政が税金を投入するからできるのでしょうかという素朴な意見もあります。

我々議員の中からは、建設場所の是非とか施設の運営形態、収支計画の甘さ等、毎回指摘されています。ところが、渡部市長は、まずは複合観光施設建設ありきで、この計画をかたくなに押し進めようとしています。私は、むしろ立地場所に問題がある今の計画よりは、船川中心市街地のまちづくり計画を優先して進めるべきと考えております。まずは、船川の町なかの活性化を図るべきです。

また、複合観光施設及び道の駅を整備するなら、もっとほかに適した場所があるでしょう。条件的には交通量の多い船越地区が最適と考えます。

今後、これらの議論は、新市長のもとでの協議に委ねられるものと考えます。よって、敷地造成工事等の提案は時期尚早であり、この事業の執行停止をも含めた見直し、再検討が必要と考えます。私どもは、十分な議論をして慎重に進めるべきという

立場であります。巨額な市費を投ずる事業であるため、当然のことであります。賛否が拮抗している中、議論を急がせたり、一方に有利に事業を進めるようなことなく、公正を期するべきではないでしょうか。今の状況での予算提案は、時期尚早です。私は、政治家とは、市民から納めていただいた税金の使い道を決める人だと思っています。市長も政治家、私たち議員も政治家です。この修正案が男鹿市の将来にとって、税金の適正な使い方に修正する案であることを申し上げます。

これらの理由から、今回提案されている複合観光施設整備費の1億213万8千円については、反対であり、認めることはできません。よって、予算の修正案に賛成するものであります。

以上を述べまして、修正案の賛成討論といたします。

議員各位のご賛同を心からお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第23号平成29年度男鹿市一般会計予算に対する佐藤巳次郎君外4名から提出された修正案について採決いたします。本件は起立により採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立少数であります。よって、修正案は否決されましたので、原案について採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立多数であります。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

次に、先ほど討論がございました議案第15号男鹿市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号から第14号まで、第16号から第22号まで、第24号から第33号まで及び第35号を一括して採決いたします。本32件に対する委員長の報告は、可決及び承認であります。本32件は、各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から第14号まで、第16号から第22号まで、第24号から第33号まで及び第35号は、原案のとおり可決及び承認されました。

日程追加の件

○議長(三浦利通君) 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第36号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第2 議案第36号の上程

○議長(三浦利通君) 日程第2、議案第36号平成29年度男鹿市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長(渡部幸男君) 提案理由の説明に入ります前に、今日13日、杉本副市長より、本日をもって退職したい旨の申し出があり、承認いたしましたことをご報告申し上げます。

それでは、ただいま議題となりました議案第36号平成29年度男鹿市一般会計補

正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、市議会議員補欠選挙費を措置したもので、歳入歳出それぞれ660万円を追加し、補正後の予算総額を149億7千980万円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） 次に、議案の説明を求めます。船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） それでは、私から議案第36号平成29年度男鹿市一般会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、来る4月9日執行予定の市議会議員の補欠選挙に要する経費のうち、平成29年度分の執行経費を措置したものであります。

なお、平成28年度分の執行経費につきましては、予備費で対応しております。

予算書の1ページをお願いしたいと思います。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ660万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ149億7千980万円とするものであります。この予算規模は、当初予算に比較しますと0.07パーセントの増となっております。

予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表でご説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第1表は、歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入であります。11款地方交付税1項地方交付税は660万円の追加で、特別交付税であります。

以上の結果、歳入合計は660万円を追加し、予算の総額を149億7千980万円とするものであります。

これを歳入における財源区分別の比率で申し上げますと、一般財源73.7パーセント、特定財源26.3パーセントであります。

次のページをお願いいたします。

次に、歳出であります。2款総務費4項選挙費は660万円の追加で、市議会議

員補欠選挙費であります。

以上の結果、歳出合計は、歳入同様660万円を追加し、予算の総額を149億7千980万円とするものであります。これを性質別比率で申し上げますと、消費的経費68.2パーセント、投資的経費6.5パーセント、その他の経費25.3パーセントであります。

以上をもちまして、議案第36号平成29年度男鹿市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。16番小松穂積君

○16番（小松穂積君） 歳出の負担金補助金のところとあわせてですね、今回、知事選があり、それは県からの予算措置、それから県会議員の補欠選挙、これは県の方でありますので、それは予算措置をされております。さらに市長選挙もあるわけで、ここまでは従来、予算措置をしてきておりますので、その中身は承知しておりますけれども、選挙が重なった場合にですね、需用費とか役務費、この辺の単独でやる場合と、こういうふうに合わさった場合、ある意味、経費節減なる部分があったりするのかなと。例えば、今回四つの選挙が一緒になるので、立会人等がふえたりするのかなと。その辺のことと、それから、ここの19節の負担金のところであれば、当然に選挙の公費負担でありますから、何人分を見積ってこの予算をされたのかをお願いいたします。

○議長（三浦利通君） 目黒選管事務局長

【選管事務局長 目黒雪子君 登壇】

○選管事務局長（目黒雪子君） お答え申し上げます。

今回、四重選挙となります。消耗品とか立会人の人件費等につきましては、県知事とか県議選の方では県の方から委託金として入りますので、極力そちらの方に見ていますし、市からの持ち出しは最小限とするように予算を見積ってあります。

それで、19節の負担金補助及び交付金ですけれども、こちらの方、一応6候補分の予算を見ております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三浦利通君） 再質疑、16番。

○16番（小松穂積君） まさに選挙ダブった場合は、このたびは県の方の負担金があって、そこで市の部分も賄われている部分があるんですよという説明のようでありますし、それは、まず同じことをやるわけですから、市の持ち出しが少なくなればそれはそれで結構だと思いますし、今、公営費の負担金について、予定者の見積りがわかりました。そうすれば、結果として候補者が決まった場合には、それを下回ると当然減額になるだろうと、こういうことでよろしいのでしょうか。もう一度お答えください。

○議長（三浦利通君） 目黒事務局長

【選管事務局長 目黒雪子君 登壇】

○選管事務局長（目黒雪子君） お答え申し上げます。

今回、6人分の候補者分を予算で見えておりますけれども、候補者が少ない場合、そちらの方は減額となりますので、よろしくお願いいたします。

○16番（小松穂積君） 終わります。

○議長（三浦利通君） 16番小松穂積君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。本件については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は、原案のとおり

り可決されました。

日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第37号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第3 議案第37号の上程

○議長（三浦利通君） 日程第3、議案第37号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） ただいま議題となりました議案第37号人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、本市人権擁護委員の薄田郁子氏が本年6月30日をもって任期満了となることから、その後任として吉田さみ子氏を推薦いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。吉田さみ子氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は、異議なしとすることに決しました。

日程追加の件

○議長(三浦利通君) 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第45号及び第46号が提出されました。この際、本2件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 暫時休憩いたします。

午後 3時01分 休 憩

午後 3時03分 再 開

○議長(三浦利通君) 再開いたします。

16番小松議員

○16番(小松穂積君) ただいま異議ありを申し上げましたけれども、議長のご発言もあり、私の立場も踏まえ、発言については撤回させていただきます。

○議長(三浦利通君) この際、本2件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。繰り返しますが、ご異議ございませんね。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第4 議会案第45号及び第46号の上程

○議長(三浦利通君) 日程第4、議会案第45号男鹿市議会議員定数条例の一部を改

正する条例について及び第46号男鹿市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まず、議会案第45号について、提案理由の説明を求めます。13番畠山富勝君

【13番 畠山富勝君 登壇】

○13番（畠山富勝君） 私からは、定数削減についての提案理由を述べさせていただきます。

現行20人から3人減の17人にするための条例改正について提案するものであります。

自主財源の少ない男鹿市と若美町が平成17年3月に合併してから12年となります。合併後における市の現状は、人口減少と少子高齢化が進み、人口は3万6千人から今年1月末で2万9千人を割り込み、高齢化率は42.4パーセントとなりました。5年後の本市の人口は2万7千人を切る予想であります。

県内他市の議員定数の状況を見ますと、鹿角市は人口3万2千人で18人、湯沢市は4万7千人で18人と、将来を見据え、定数を削減しております。

市の財政は、市民税においてピークの40億円台から32億円台まで落ち込んでおります。18億円あった財政調整基金が7億円を切り、大変厳しい状況となっているのは同土諸君も御存じのことと思います。

このような状況をかんがみ、この際、議会においても率先し、行政改革に取り組むべきであり、議員定数を20人から17人にすべきであります。

議員の皆さんの賛同をお願い申し上げ、提案理由といたします。

○議長（三浦利通君） 次に、議会案第46号について、提案理由の説明を求めます。

17番土井文彦君

【17番 土井文彦君 登壇】

○17番（土井文彦君） 議会案第46号男鹿市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、提出者を代表いたしまして、提案内容並びに提案理由の説明をいたします。

はじめに、提案内容の説明ですが、本議会の議員定数20人を18人に改め、附則として、この条例は公布の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から施行す

ることとさせていただきます。

提案理由の説明をさせていただきます。

本市では、平成22年より議員定数を現在の20人としておりますが、この間、社会環境の変化により市民生活に大きな変化がもたらされている状況です。市の人口は、合併時の平成17年に3万6千258人でしたが、ことしの1月31日現在では2万8千984人と、12年間で実に7千274人が減少していることとなります。

また、日本経済の情勢も厳しさを増し、当市でも行財政改革を行わざるを得ない状況です。

このような中、議会や行政に対しての市民の目もいちだんと厳しさを増しているところでもあります。このような環境下で、男鹿市議会といたしましても、議会改革検討委員会を平成26年に設置し、議論を重ねてまいりました。これまでの議会改革として一般質問の一問一答方式導入や議場傍聴席の改修による環境整備、議員報酬5パーセント削減などの改革を進めてきたところでもあります。

さらに、会派代表者会議等でも議員定数のあり方についての議論を重ねております。

御存じのように、議会は民意の反映と行政のチェック機関という役割を担っており、この基本的な機能が十分に発揮できる審議機関だということを前提に、時代変化と社会環境変化に対応すべく、さらに改革を進める意味でも、現行の議員定数を情勢に応じて見直す必要があると考えます。

議員定数を削減することで民意の反映ができなくなるという心配もございしますが、秋田県内13市の最新人口から割り出した議員1人当たりの人口を算出したところ、多い順から申し上げますと、秋田市8千299人、横手市3千607人、由利本荘市3千555人、大仙市2千997人、大館市2千663人、能代市2千508人、湯沢市2千135人、鹿角市1千691人、潟上市1千672人、北秋田市1千670人、男鹿市1千449人、仙北市1千445人、にかほ市1千275人となり、男鹿市は現在下から3番目と民意の反映がされやすい状況でありました。

定数を2人削減し、18人にしたとしても、議員1人当たりの人口は1,610人となり、下から3番目に値することとなります。市内人口を議員1人当たりの人口と

して換算した値が低いほど民意の反映がされやすい環境であるということになるかと思えます。議員2人削減することで民間の反映ができなくなるということにはつながらないものと判断いたします。

また、情報通信技術の発展により、インターネット、テレビなどの情報収集、携帯電話やメールなどで伝達方法も便利になり、市民ニーズの把握はもとより範囲も広く見ることができるようになってきていることから、今まで以上に民意の反映がしやすくなっていることは周知の事実であります。

以上の理由から、議員みずからが与えられた役割を効率的に果たし、民意の反映に努め、また、みずから身寄りして人口減少や財政状況をかんがみ、時代背景にそった議員定数削減を実行することは、極めて意義深いこととあります。

本市においては、多額の財源が必要な事業が山積していることから、第3次行政改革大綱を打ち出し、現在も行財政改革が実行されております。

そこで、議員もみずから行財政改革の範を示すことが重要と考えます。男鹿市議会の議員1人当たりの1年間の経費は、報酬で412万8千円、期末手当は116万7千円、政務活動費10万円、その他共済費などを含む議員1人当たりの年間経費は約700万円となります。2人削減で18人とした場合、1千400万円の財源が捻出されることとなります。この財源捻出により、市民サービスの充実に供されるものと思われま。

18人にする理由といたしましては、今後の人口減少や財政状況を見ながら、徐々に削減するという事を視野に入れながら、議会運営や常任委員会のバランスも考えてのことです。

また、18人という偶数定数にした方が、本会議では議長が除かれるので、通常は奇数となります。

また、委員会でも18人を定数とすれば、3常任委員会に各委員が6名ずつの配置になることから、委員長を除くと各5人となります。本会議と同様に奇数人数となることから、委員長採決に至らないので運営がスムーズになると期待しております。

以上の理由から、現行の議員定数条例の20人を2人削減して18人とする条例改正案を提出いたします。

最後に、今回の議員定数の改正案は、これまでの議会改革検討委員会や各会派代表

者会議等において議論を十分踏まえた上での提案であります。どうか議員の皆様の賛同を賜りますよう心よりお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（三浦利通君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第3項の規定により、議会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本2件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。8番安田健次郎君

【8番 安田健次郎君 登壇】

○8番（安田健次郎君） 大変な間違いをして格好も悪いし、後々私事で大変なご批判は受けるので間違いました。大変申しわけありませんでした。ただ、討論には参加したいと思っております。

今提案されました議会案第45号、議会案第46号、男鹿市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から討論に参加させていただきたいと思っております。

先ほどまでは提案理由が明らかになっておりませんでしたけれども、今、予算や経費のことで提案の理由がありましたけれども、今まで議会の報酬引き下げなどで何回か議論がなされておりましたし、今までの経緯からしてみても、私たちは定数削減よりは報酬引き下げで対応すべきという主張をしてまいりました。今回も定数削減数に見合う報酬改定で対応すべきではないかということでもあります。

二つ目でありますけれども、定数は自治法で定められている我が市の基準の上限は26名までが認められていることでもあります。一定の法的根拠と認められているわけですから、一般的に言われていることでもありますけれども、他市に比較してとか、一部の議会不信の声の抵抗に同調される必要は私はないと思っております。

3番目です。我が市は、財政的にも確かに大変でございます。重々承知しておりま

す。そしてまた、高齢化や過疎の進み方も非常に厳しい状況にあるとは私自身も思っております。こうしたときこそ、一人でも多くの知恵や意見を結集し、市政発展を進めなければならないと思いますし、その点でも現在の定数を確保し、議会の活性化を含めて市政高揚を目指すことが肝要だというふうに考えます。

今回の提案が、それぞれ議員発議ではありますが、だとすると、もう少し全体の合意が認められてほしかったと思います。今回は会派の代表者の方向ではありますけれども、せめて協議会でもあればと思いましたが、もう少し議員全体で一致した議員提案が通常は議会例規集からも指摘されているわけでありまして。しかし、そういう点では、皆さんそれぞれ提案されましたから討論しておりますけれども、私はそういう点も含めになって、もう少し時期尚早ではないかというふうに考えています。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、反対討論といたします。ありがとうございます。

○議長（三浦利通君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

はじめに、議員定数を17人とする議会案第45号男鹿市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立少数であります。よって、議会案第45号は、否決されました。

次に、議員定数を18人とする議会案第46号男鹿市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立多数であります。よって、議会案第46号は、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会議案第47号及び議会議案第48号が提出されました。この際、本2件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本2件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第5 議会議案第47号及び第48号の上程

○議長（三浦利通君） 日程第5、議会議案第47号男鹿市議会基本条例等の一部を改正する条例について及び第48号男鹿市議会会議規則の一部を改正する規則についてを一括して議題といたします。

お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本2件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会議案第47号及び第48号を一括して採決いたします。本2件については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議会議案第47号及び第48号は、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会議案第49号が提出され

ました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第6 議案第49号の上程

○議長(三浦利通君) 日程第6、議案第49号北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。1番佐藤巳次郎君

○1番(佐藤巳次郎君) 私からは、北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案を皆さんにお渡ししております文案を朗読して提案にかえさせていただきます。

北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議(案)

北朝鮮は3月6日午前、弾道ミサイルを発射し、日本海男鹿沖300～350キロメートルに落下した。4発のうち3発は日本の排他的経済水域内である。北朝鮮による繰り返されるミサイル発射は核兵器の開発と不可分な軍事行動であり、世界の平和と安全に深刻な驚異を及ぼす行為である。

国連安保理決議や六カ国協議の共同声明、日朝平壤宣言に違反する暴挙である。

男鹿市民、漁業者、大きな不安と強い怒りを募らせている。

政府は北朝鮮の生命と安全にかかわる拉致問題を含め、国際社会が結束して繰り返される暴挙をやめさせるために、対話を通じて平和的・包括的な解決の取り組みを強めるべきである。

男鹿市議会は、ここに北朝鮮による弾道ミサイル発射に憤りをもって断固抗議するものである。

平成29年3月16日、秋田県男鹿市議会。

以上です。

○議長(三浦利通君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第49号を採決いたします。本件については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議会案第49号は、原案のとおり可決されました。

北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議

北朝鮮は3月6日午前、弾道ミサイルを発射し、日本海男鹿沖300～350kmに落下した。4発のうち3発は日本の排他的経済水域内である。北朝鮮による繰り返されるミサイル発射は核兵器の開発と不可分な軍事行動であり、世界の平和と安全に深刻な脅威を及ぼす行為である。国連安保理決議や6カ国協議の共同声明、日朝平壤宣言に違反する暴挙である。

男鹿市民、漁業者は大きな不安と強い怒りを募らせている。政府は北朝鮮の生命と安全にかかわる拉致問題を含め、国際社会が結束して繰り返される暴挙をやめさせるために、対話を通じた平和的・包括的な解決の取り組みを強めるべきである。

男鹿市議会はここに北朝鮮による弾道ミサイル発射に憤りをもって断固抗議するものである。

平成29年 3月16日

秋田県男鹿市議会

日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第50号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第7 議会案第50号の上程

○議長（三浦利通君） 日程第7、議会案第50号地域別最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金制度の実現、中小企業支援の拡充を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第50号を採決いたします。本件については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議会案第50号は、原案のとおり可決されました。

地域別最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金制度の実現、
中小企業支援の拡充を求める意見書

2016年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京で時給932円、秋田県は716円で、秋田県と東京の格差は時間額で216円にまで広がりました。この格差が、労働力の流出を招き、高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっています。地域経済を活性化させる上で、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円をめざす」「GDPにふさわしい最低賃金にする」として、最低賃金の引き上げを表明しました。しかし、年3%の引上げでは「出来る限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1,000円をめざす」とした「雇用戦略対話」での政労使三者合意を先延ばしすることになります。直ちに目標実現のための施策を講じるべきと考えます。

あわせて、中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充すると同時に、公正取引の確立の観点からみても、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切です。また、中小企業の社会保険料負担の減免制度を設けるなど、中小企業への経営支援を拡充させることで、最低賃金引き上げの全体的な合意が形成されると思います。

以上をふまえ、下記事項につきまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1. 生計費原則に基づき、地域別最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 「全国一律最低賃金制度」を展望し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
3. 中小企業負担を軽減するための支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の

減免制度を実現すること。

4. 中小企業に対する「代金の買い叩き」や「支払い遅延」等をなくすため、法整備を含む、具体的な対策を講じること。

平成29年 3月16日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

内閣総理大臣 安倍晋三様

厚生労働大臣 塩崎恭久様

日程追加の件

- 議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。継続審査事件の承認を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

- 議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第8 継続審査事件の承認

- 議長（三浦利通君） 日程第8、継続審査事件の承認を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第103条の規定により、議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項及び所管事項の調査について、平成30年3月定例会まで閉会中の継続審査にいたしたいとの申し出があります。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

- 議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事項の審査及び調査は平成30年3月定例会まで、閉会中の継続審査とすることに決しました。

-
- 議長（三浦利通君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

○議長（三浦利通君） 渡部市長から特に発言の申し出がありますので、これを許します。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 私にとりまして、本定例会が最後の議会となりますことから、定例会最終日の本日、特にお許しをいただきましてご挨拶を申し上げさせていただきます。

平成21年4月、市民の皆様からのあたたかいご支援のもと、男鹿市長に就任させていただいて以来、今日までの2期8年間、男鹿の発展を願い、活力ある地場産業の構築と思いやりの心でつくり上げる教育、観光、環境が豊かな文化都市の実現に向けて市政運営に取り組んでまいりました。

市政運営に当たって心がけてきた基本姿勢は、情報を迅速、的確にとらえ、市民との対話を通じて得られた新たな発想を施策に反映するよう努めてまいりました。その認識のもとに、本市の最重要課題である人口減少対策について進めてきたものであり、幾つかを振り返ってみたいと思います。

まずはじめに、私は、地域医療を守ることが大切であると考え、男鹿みなと市民病院の経営健全化について、病院職員と一体となって取り組んでまいりました。この結果、経営健全化計画に基づき、平成27年度末をもって不良債務を解消することができました。

さらなる経営の安定化に向け、今年度からは新経営改革プランを策定し、経営の健全化を進めております。

常勤医師については、平成21年4月には10人でしたが、現在では14人になり、医師充足率は約130パーセントに達し、24時間体制の救急診療が維持されています。

平成23年3月には、休床している病床に新たに人工透析センターを開設し、これまで市外の病院で透析されていた患者を受け入れることができるようになりました。

また、眼科においても同年3月に秋田大学医学部附属病院からの協力体制が整ったことで、白内障手術が再開され、累計1千300人を超える市民が手術を受けております。

良質な医療の提供と、信頼され親しまれる病院として、市民の健康が守られています。

子育て環境の充実を図るために、平成27年4月に県内自治体に先駆け、保健師、助産師、臨床審理士の専門家による相談を窓口を一本化した「おがっこネウボラ」を立ち上げ、妊娠、出産、子育て期までの切れ目ない支援をしています。

平成28年7月には、県内自治体で初めて市内4事業者とともに男女共同参画の推進や男性の育児参加意識の高揚、子育てしやすい職場環境など、仕事と家庭の両立に向けた環境づくりをさらに進めるため、「イクボス共同宣言」を行いました。今後も市内でイクボス宣言する事業者がふえ、男女がともに働きやすく、子どもを地域で育てるという意識が広がることを期待しています。

また、来年度15回目を迎え、夏の風物詩となっている男鹿日本海花火には、毎年約18万人の観客が訪れることから、このようなイベントを通して男女の自然な出会いの場の創出に努めてまいりました。

教育につきましては、学校と保護者や市民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、子どもたちの豊かな成長を支え、学校運営に地域の方々が参加するコミュニティスクール制度を平成28年4月に県内では初めて市内全小・中学校に導入しました。

コミュニティスクールによる取り組みは、地域の方々の学校への関心を高め、授業支援や学校環境の整備はもとより、合同で避難訓練を実施するなど、地域を巻き込んだ新たな活動の展開につながっております。

学校を通じて、家庭から地域へと活動が広がることで地域の結びつきが強まり、伝統文化の継承が図られ、地域と学校が一体となったまちづくりに結びつくよう期待しております。

終わりになりますが、議員各位のご健康とご多幸をお祈りいたしますとともに、皆様からいただきましたご厚情にお礼を申し上げます。

今後は、新市長を力強く支えていただき、輝く男鹿の実現に邁進されますことをお祈り申し上げまして、市議会最終日に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（三浦利通君） 次に、杉本副市長から特に発言の申し出がありますので、これ

を許します。杉本副市長

【副市長 杉本俊比古君 登壇】

○副市長（杉本俊比古君） 貴重なお時間をお借りいたしまして、一言ご挨拶を述べさせていただきます。

先ほど市長からもご報告がございましたが、私このたび、一身上の都合により、本日付をもって退職させていただきたい旨、申出書を市長に提出し、お許しをいただきました。

顧みますと、市長のご指名と議会のご承認のもとに、平成21年7月、教育長を、そして平成27年4月に副市長を拝命し、合わせて7年10カ月の間、務めさせていただきました。

この間、議員の皆様からは、公私ともにあたたかいご支援とご協力、そしてご鞭撻を賜りました。心から感謝を申し上げたいと思います。

任期半ばで退職させていただくことには、いささかの心苦しさも覚えるところではございますが、渡部市長のご指導はもとより、多くの職員から支えていただく中で、どうにかきょうまで務めさせていただくことができたと思っているところでございます。

市長のご決断により、年度明け早々、新たな市長のお迎えすることになりますけれども、今後とも当局と議会が一体となり、本市がさらなる発展を遂げられますよう、あわせて皆様ますますのご健勝をお祈り申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（三浦利通君） 議長交替のため、暫時休憩いたします。

午後 3時39分 休 憩

午後 3時39分 再 開

○副議長（笹川圭光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま三浦議長から特に発言したい旨の申し出がありますので、これを許します。20番三浦利通君

【20番 三浦利通君 登壇】

○20番（三浦利通君） 私から、退任されます渡部市長並びに杉本副市長に対し、一言感謝と送別の言葉を申し上げます。

渡部市長におかれましては、平成21年より2期8年にわたり市政の先頭に立ち、市民福祉の向上、まちづくりに粉骨砕身、ご尽力されてまいりました。

この間の数々の行政実績に対し、深甚なる敬意と感謝を申し上げたいと思います。

教育、観光、環境を大きなテーマに掲げ、先ほど市長からの発言にあった実績はもとより、人工芝のグラウンドやテニスコートを建設するなどスポーツ施設の充実を図り、これらを活用したスポーツ合宿や各種大会等を誘致し、交流人口の拡大に努められたことや、男鹿半島大潟地域が日本ジオパークに認定され、東北で初めての全国大会が、この秋に開催予定のほか、太陽光や風力など再生エネルギーを活用した発電施設の設置などを遂行した行政手腕は高く評価され、後世に長くその名は残るものと思います。

どうか市長におかれましては、職を退きましても、本市の発展に対し、あたたかいエールとご指導を賜りたいと存じます。

また、杉本副市長におかれましては、平成21年に教育長に、平成27年に副市長に就任され、これまで渡部市長を支えてこられました。

この間、事務方トップとして職員をまとめ上げ、さまざまな課題を解決したご功績は大変大きく、深く敬意を表するものであります。

副市長職を退いた後においても、本市の発展のため、ご尽力くださるよう、切にお願いを申し上げます。

最後に、お二人のさらなるご活躍とご健勝をご祈念申し上げて、私からの送別の言葉といたします。

大変どうもありがとうございました。御苦労さまでした。

○副議長（笹川圭光君） 議長交替のため、暫時休憩いたします。

午後 3時44分 休 憩

午後 3時44分 再 開

○議長（三浦利通君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これにて3月定例会を閉会いたします。大変どうも御苦労さまでした。

午後 3時45分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 三 浦 利 通

副 議 長 笹 川 圭 光

議 員 高 野 寛 志

議 員 佐 藤 巳 次 郎